

静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則

平成 19 年 4 月 1 日 細則第 1 号

改正 平成 21 年 1 月 1 日、平成 21 年 3 月 17 日、平成 22 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日

平成 27 年 9 月 1 日、平成 28 年 3 月 25 日、平成 28 年 12 月 21 日、平成 29 年 12 月 21 日

平成 30 年 12 月 27 日、令和 2 年 3 月 31 日、令和 4 年 4 月 1 日、令和 5 年 2 月 1 日

令和 5 年 12 月 1 日、令和 6 年 2 月 1 日、令和 7 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人職員給与規程（平成 19 年 4 月 1 日規程第 2 号。以下「給与規程」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「職員」とは、前条に掲げる規程に定める給料表給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 「昇格」とは、職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 「降格」とは、職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数(第 7 条第 4 項及び同条第 5 項の規定により換算された年数を含む。)をいう。
- (5) 「必要経験年数」とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 「在級年数」とは、職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。
- (7) 「必要在級年数」とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な 1 級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 「正規の試験」とは、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）が行う試験又は理事長がこれに準ずると認める試験をいう。
- (9) 「大学卒業程度」とは、法人職員採用試験(大学卒業程度)及び理事長がこれに準ずると認める試験をいう。
- (10) 「短大卒業程度」とは、法人職員採用試験(短大卒業程度)及び理事長がこれに準ずると認める試験をいう。
- (11) 「高校卒業程度」とは、法人職員採用試験(高校卒業程度)及び理事長がこれに準ずると認める試験をいう。
- (12) 「育児休業法」とは、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)をいう。

第 3 条 削除

(職務の級の決定)

第 4 条 新たに職員となった者の職務の級は、次に定めるところにより決定するものとする。

- (1) その者の職務の級を次に掲げる職務の級に決定しようとする場合は、理事長の承認を得ること。
 - ア 一般職給料表の職務の級 7 級、8 級、9 級及び 10 級
 - イ 教育職給料表の職務の級 4 級
- (2) その者の職務の級を前号に掲げる職務の級以外の職務の級に決定しようとする場合は、その決定しようとする職務の級について別表第 2 に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定める必要経験年数に達していること。

(初任給)

第 5 条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第 3 に定

める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第11条第1項又は第12条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して別表第4に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。この場合において、初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者については、その区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。
- 3 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者(職務の級を第4条第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)については、第1項(前項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給を含む。)の規定による号給の号数に次の各号に掲げる経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち10年を超える経験年数(第2号に掲げる者で必要経験年数が10年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて理事長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して理事長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除して得た数(1に満たない端数は切り捨てる。)に別表第11に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(理事長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で理事長の定める数を加えて得た数を号数とする号給)をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。
 - (1) 正規の試験の行われる職に採用された者については、その者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前項の規定の適用を受ける者については、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時又はその者の選択された採用候補者名簿が確定した時以後の経験年数
 - (2) 前号に該当する者以外の者については、初任給基準表の適用に際して用いられる学歴免許等の資格(前項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数又はその者に適用される級別資格基準表に掲げる決定された職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 4 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第2項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、第2項の規定の適用を受けるものとし

た場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

5 第4条第1項に掲げる職務の級に決定された職員の号給を、前各項の規定に準じて決定しようとする場合は、理事長の承認を得るものとする。

第6条 新たに職員となった者が、次の各号の一に該当する場合において前条の規定によることが適当でないと認められるときは、その職務の内容及び他の職員との均衡を考慮し、理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授等の職に採用する場合
- (2) 国家公務員又は人事委員会を置く他の地方公共団体の職員を採用する場合
- (3) 前号に掲げる場合のほか、特殊な技術経験等を必要とする職に採用する場合
- (4) その他理事長が前各号に準ずると認める場合

(級別資格基準表の適用方法)

第7条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-25。以下「静岡県給与規程」という。）の別表第5に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

5 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、同表に別に定める場合を除き、別表第5に定める経験年数換算表（以下「経験年数換算表」という。）に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

6 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、級別資格基準表において別に定めるもののほか、前2項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(初任給基準表の適用方法)

第8条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、前条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(昇格)

第9条 職員を昇格させる場合には、次の各号の一により、その者の資格に応じて1級上位の職務の級に決定するものとする。

- (1) 第4条第1号に掲げる職務の級への昇格については、理事長の承認を得ること。
 - (2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達していること。ただし、その者の勤務成績が特に良好である場合には、同表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数の8割以上10割未満の年数をもって同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。
- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。
 - 3 前項による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。

(昇格の特例)

第10条 職員が生命をとって職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合には、前条の規定にかかわらず、1級上位の職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第11条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第10に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前2項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格の場合の号給)

第12条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第10の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(初任給基準及び給料表の適用を異にする異動)

第13条 職員が給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職に異動した場合及び給料表の適用を異にして他の職に異動した場合におけるその者の職務の級は、第4条第1項に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長の承認を得て、その他の職務

の級にあつては、級別資格基準表に定める資格基準により決定する。

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前2条の規定にかかわらず、新たに職員となった時(免許等を必要とする職務に異動した者については、その免許等を取得した時)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、その時の初任給を基礎とし、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に受けることとなる号給とする。

(昇給日)

第14条 給与規程第5条第3項の理事長が定める日は、第18条又は第19条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第15条 給与規程第5条第3項の規定による昇給(第18条又は第19条に定めるところにより行うものを除く。次条及び第17条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(管理又は監督の地位にある特定の職員)

第15条の2 給与規程第5条第4項の理事長が定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(給与規程第8条に規定する管理職手当(以下「管理職手当」という。)の支給を受ける職員(理事長が別に定める職員を除く。)に限る。)

(2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの(管理職手当の支給を受ける職員に限る。)

(昇給区分及び昇給の号給数)

第16条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、第15条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、理事長の定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が極めて良好である職員 A

(2) 勤務成績が特に良好である職員 B

(3) 勤務成績が良好である職員 C

(4) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 理事長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 理事長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断し

た場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

- 4 給与規程第5条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第11に定める昇給号給数表に定める号給数とする。
- 5 前年の昇給日以後に新たに職員となった者又は第13条第2項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。
- 6 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第13条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(功績、功労等による昇給)

第17条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、理事長の定める日に、給与規程第5条第3項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があった場合
- (2) 辺地若しくは特殊な施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、職務のため顕著な功労があった場合

(特別の場合の昇給)

第18条 勤務成績が良好な職員が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる号給の数を加えた号給に昇給させることができる。

- (1) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合においては、8号給
- (2) 職員が業務のため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合においては、4号給
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生じ又は事業場の移転により退職する場合においては、8号給

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第19条 第14条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(号給の決定の特例)

第20条 初任給の基準の改正に伴い、新たに当該基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められる職員については、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

(復職時等における号給の調整)

第21条 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の

日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第 22 条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(給料の支給日)

第 23 条 給与規程第 6 条第 1 項ただし書きの理事長が別に定める特に必要と認められる場合は、事業場の所在する地域が、震災、風水害、火災その他これに類する災害を受けた場合とし、職員の給料の月額半額ずつを月 2 回に支給することができる。

2 前項の規定により給料を支給する場合における給料の支給日その他必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

3 月又は給与規程第 6 条第 1 項ただし書に規定する各期間(以下「給与期間」という。)中給料の支給日後に新たに職員となった者及び給与期間中給料の支給日前に退職し又は死亡した者には、その際その給料を支給する。

4 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業法第 2 条第 3 項の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

(給料の調整額の支給)

第 24 条 給料の調整を行う職は、別表第 12 に定める給料の調整額の適用区分表(以下「給料の調整額の適用区分表」という。)に定める職員のうち、同表に定める適用要件を満たす者の占める職とする。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第 13 に定める給料の調整額の調整基本額表に掲げる調整基本額(その額が給料月額の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に、その者に係る別表第 12 に定める給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(給与規程附則第 12 項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

第 24 条の 2 給与規程附則第 12 項(同規程附則第 14 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける職員に対する第 24 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、「掲げる調整基本額」とあるのは「掲げる調整基本額に 100 分の 70 を乗じて得た額(その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額)」と、「給料月額」とあるのは「給料月額(100 分の 101.89 を乗じる前の額に 100 分の 70 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。)」とする。

(扶養手当の支給)

第 25 条 給与規程第 10 条第 2 項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

2 給与規程第 11 条第 1 項の規定による届出は、別表第 6 の扶養親族届により行うものとする。

3 理事長は、前項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しな

ければならない。

- 4 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を別表第7の扶養手当認定簿に記載するものとする。
- 5 理事長は、第3項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 6 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与規程第10条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 7 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
(給与の減額の特例)

第26条 給与規程第20条第4号の規定により給与を減額しない場合は、就業規則第30条第2項第1号から第3号まで及び勤務時間規程第17条の規定により職務に専念する義務を免除された場合とする。
(時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給)

第27条 時間外勤務手当及び休日勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)はそれぞれ時間外勤務命令簿及び休日勤務命令簿により勤務を命ぜられた職員及び勤務時間規程第8条の規定によりあらかじめ勤務時間規程第2条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員(時間外勤務手当の場合に限る。)に対し、実際に勤務した時間を基礎として支給する。

- 2 業務により出張中、出張目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを理事長があらかじめ命じた場合においてその勤務時間につき明確に証明できるものについては、時間外勤務手当を支給する。
- 3 時間外勤務手当等は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、その日に支給することができない特殊な事情があるときは、その日後に支給することができる。
- 4 第1項に規定する時間外勤務命令簿及び休日勤務命令簿は別表第8によるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額等の算出)

第28条 給与規程第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額は、規則、規程その他の細則によって給与額を減額して支給する場合でも、その職員が本来受けるべき給料(給料の調整額を含む。)の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 2 給与規程第20条及び給与規程第32条の2第1項の規定により勤務しないことについて給与を減額される時間数並びに時間外勤務手当等の支給の基礎となる時間数は、その月の時間数を合計したものにより計算する。この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは切り上げ、30分未満のときは切り捨てる。

(給与減額の時期)

第29条 給与規程第20条及び給与規程第32条の2第1項の規定による給与額の減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月の翌月の給料及びこれに対する地域手当の合計額から行うものとする。ただし、翌月の給料及びこれに対する地域手当の合計額から差し引いてなお残余の額があるときは、翌々月から順次差し引くものとする。

- 2 退職、休職、停職等の場合において、翌月に支給すべき給料及びこれに対する地域手当の合計額がな

いときの給与額の減額は、前項の規定にかかわらず、その月の給料及びこれに対する地域手当の合計額から行うものとする。ただし、給料及びこれに対する地域手当の合計額から差し引いてなお残余の額があるとき、又はその月の給料及びこれに対する地域手当の合計額から差し引くことができないときは、給与規程に基づく未支給の給与から差し引くものとする。

(入試手当の支給)

第 29 条の 2 入試手当は、次の各号に掲げる区分に応じ、同号に定める月の給料の支給日に支給する。ただし、その日に支給することができない特殊な事情があるときは、その日後に支給することができる。

- (1) 学部等入試実施委員会の委員長及び副委員長 翌年度の 4 月
- (2) 作問責任者、作問者及び第 1 次作問者並びに点検部会・作問部会業務 業務に係る試験実施日の属する月の翌月
- (3) 採点者及び集計処理者 業務実施日（複数日に渡る場合は、その最終日）の属する月の翌月
- (4) 当日業務 業務実施日の属する月の翌月

2 入試手当の支給は、理事長が定める様式の実績簿に基づき行うものとする。

(大学入学共通テスト手当の支給)

第 29 条の 3 大学入学共通テスト手当は、業務実施日の属する月の翌月の給料の支給日に支給する。ただし、その日に支給することができない特殊な事情があるときは、その日後に支給することができる。

2 大学入学共通テスト手当の支給は、理事長が定める様式の実績簿に基づき行うものとする。

(雑則)

第 30 条 この細則により難い事情があると認められるときは、理事長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

(実施事項)

第 31 条 この細則の実施に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則施行の際までに静岡県知事によってなされた給与に関する決定その他の手続は、この細則に基づいてなされたものとみなす。

附 則

この細則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成 21 年 3 月 17 日から施行する。

2 改正後の静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則第 29 条の 2 の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年 3 月 31 日までの間における静岡県公立大学法人給与規程の一部を改正する規程（平成 27

年9月1日制定)附則第7項(以下「改正給与規程附則第7項」という。)の規定により読み替えられた給与規程第10条第3項第1号に規定する7,500円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、6,500円とし、12,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、11,000円とする。

3 平成30年3月31日までの間における改正給与規程附則第7項の規定により読み替えられた給与規程第10条第4項に規定する6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、5,000円とする。

4 平成30年3月31日までの間における改正給与規程附則第7項の規定により読み替えられた給与規程第18条第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、23,000円とする。

5 平成30年3月31日までの間における改正給与規程附則第7項の規定により読み替えられた給与規程第12条第2項に規定する100分の3.7を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、100分の3.4とする。

附 則

1 この細則は、平成28年3月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

3 平成30年3月31日までの間における静岡県公立大学法人給与規程の一部を改正する規程(平成27年9月1日制定)附則第7項(以下「改正給与規程附則第7項」という。)の規定により読み替えられた給与規程第10条第3項第1号に規定する7,500円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、6,800円とし、12,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、11,300円とする。

4 平成30年3月31日までの間における改正給与規程附則第7項の規定により読み替えられた給与規程第10条第4項に規定する6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、5,300円とする。

5 平成30年3月31日までの間における改正給与規程附則第7項の規定により読み替えられた給与規程第18条第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、26,000円とする。

6 平成30年3月31日までの間における改正給与規程附則第7項の規定により読み替えられた給与規程第12条第2項に規定する100分の3.7を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、100分の3.6とする。

附 則

1 この細則は、平成28年12月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 平成30年3月31日までの間における静岡県公立大学法人給与規程の一部を改正する規程(平成27年9月1日制定)附則第7項(以下「改正給与規程附則第7項」という。)の規定により読み替えられた給与規程第10条第3項第1号に規定する7,500円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、7,500円とし、12,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、12,000円とする。

3 平成30年3月31日までの間における改正給与規程附則第7項の規定により読み替えられた給与規程第10条第4項に規定する6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、6,000円とする。

4 平成30年3月31日までの間における改正給与規程附則第7項の規定により読み替えられた給与規程第18条第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、30,000円とする。

5 平成30年3月31日までの間における改正給与規程附則第7項の規定により読み替えられた給与規程第12条第2項に規定する100分の3.7を超えない範囲内で理事長が別に定める額は、100分の3.7とする。

附 則

- 1 この細則は、平成 29 年 12 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 25 条第 2 項中「給与規程第 11 条第 1 項」とあるのは、「静岡県公立大学法人職員給与規程（平成 19 年規程第 2 号）附則第 5 項、第 6 項及び第 7 項の規定により読み替えられた給与規程第 11 条第 1 項」とする。
- 3 静岡県公立大学法人職員給与規程別表第 3 級別標準職務表 2 教育職給料表級別標準職務表に掲げる大学の副学長の職務の職員は、静岡県公立大学法人職員給与規程（平成 19 年規程第 2 号）第 10 条第 1 項の一般職 9 級以上職員とみなす。

附 則

- 1 この細則は、平成 30 年 12 月 27 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日からこの改正の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の職員の給与に関する細則の規定による号給が改正前の職員の給与に関する細則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の職員の給与に関する細則の規定にかかわらず、改正前の職員の給与に関する細則の規定による号給とするものとする。
- 3 この改正の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この細則は、令和 2 年 3 月 31 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日からこの改正の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の職員の給与に関する細則の規定による号給が改正前の職員の給与に関する細則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の職員の給与に関する細則の規定にかかわらず、改正前の職員の給与に関する細則の規定による号給とするものとする。
- 3 この改正の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 4 年 4 月 1 日からこの改正の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の職員の給与に関する細則の規定による号給が改正前の職員の給与に関する細則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の職員の給与に関する細則の規定にかかわらず、改正前の職員の給与に関する細則の規定による号給とするものとする。

- 3 この改正の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

この細則は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則別表第10及び別表第10の2の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 令和5年4月1日からこの改正の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の職員の給与に関する細則の規定による号給が改正前の職員の給与に関する細則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の職員の給与に関する細則の規定にかかわらず、改正前の職員の給与に関する細則の規定による号給とするものとする。
- 4 この改正の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に理事長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則

この細則は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1 削除

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア 一般職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
正規 の試 験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2	2
			0	3	7	11	13	15
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2	2
			0	6	10	14	16	18
	高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2	2
			0	8	12	16	18	20
その他	大学卒		3	4	4	2	2	
		0	3	7	11	13	15	
	短大卒		5.5	4	4	2	2	
		0	6	10	14	16	18	
	高校卒		8	4	4	2	2	
		0	8	12	16	18	20	
	中学卒		9	4	4	2	2	
		3	12	16	20	22	24	

備考

- 1 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の区分は、当該区分の適用についてあらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。

イ 教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級		
		1級	2級	3級
教授	大学卒			3
		0	9	
	短大卒			3
		0	12	
准教授	大学卒		6	3
		0	6	9
	短大卒		6	3

		0	9	12
講師	大学卒		6	
		0	6	
	短大卒		6	
		0	9	
助手又は助教	大学卒			
		0		
	短大卒			
		2.5		

別表第3 初任給基準表(第5条関係)

ア 一般職給料表初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	正 規 の 試 験	大学卒業程度		1級29号給
		短大卒業程度		1級19号給
		高校卒業程度		1級9号給
	その他		大学卒	1級29号給
			短大卒	1級19号給
			高校卒	1級9号給

備考

- 1 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の区分については、別表第2の一般職給料表級別資格基準表備考第1項の規定を準用する。

イ 教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助手又は助教	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)	1級41号給
	博士課程修了	1級35号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1級17号給
	大学卒	1級5号給

別表第4 修学年数調整表(第5条関係)

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ職員の給与に関する規則(静岡県人事委員会規則7-25)別表第5の学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 昭和50年度以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者については、その者に適用されるこの表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学

歴免許等の資格の正規の在学年数の和の年数から減じ、その年数が正となるときはその年数を加える年数として、その年数が負となるときはその年数を減ずる年数として、その者に適用されるこの表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ加減した年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

6 次に掲げる職員については、その者に適用されるこの表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とすることができる。

- (1) 学校教育法による大学の2年制の専攻科の卒業生
- (2) 学校教育法による3年制の短期大学(昼間課程に相当する単位を3年間に修得する夜間課程を除く。)の専攻科の卒業生(独立行政法人大学評価・学位授与機構(旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下この項において同じ。)から学士の学位を授与された者を除く。)
- (3) 学校教育法による2年制の短期大学の2年制の専攻科の卒業生(独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)
- (4) 学校教育法による高等専門学校(旧海員学校を含む。以下同じ。)の専攻科の卒業生(独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)
- (5) 独立行政法人海員学校(旧海員学校を含む。以下同じ。)の司ちゆう・事務科の卒業生
- (6) 旧海員学校の専修科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。)、専科又は司ちゆう科の卒業生
- (7) 旧海技大学校本科の卒業生

7 旧海員学校高等科の卒業生については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ2年を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とすることができる。

別表第5 経験年数換算表(第7条関係)

経歴の種類		職員の職務との関係	換算率	備考	
国家公務員	としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下		
地方公務員					
旧公共企業体職員等					
政府関係機関職員		その他のもの	8割以下		他の職員との均衡を著しく失う場合はこの限りでない。
外国政府職員					
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間		直接関係があると認められるもの	10割以下		
		その他のもの	8割以下		
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間			10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。	
その他の期間		教育、医療、海事、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下		
		技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下		他の職員との均衡を著しく失う場合は「8割以下」とすることができる。
		その他のもの	5割以下		

備考

- 1 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務で関係があると認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務で直接関係があると認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を8割以下(他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下)とすることができる。
- 2 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中「その他のもの」の区分の適用を受ける期間のうち、職員の職務に関係があると認められる期間で理事長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を理事長が定める。

扶 養 親 族 届

（ 年 月 日 提出）

様	所属名		職員番号	
	職 名		氏 名	

静岡県公立大学法人給与規程第11条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由<該当する○印に印を付する>

- 1 新たに職員となった
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超えた者を除く）

扶養親族の氏名	続 柄	生 年 月 日	同 居 ・ 別 居 の 別 (別居の場合は住所)	所 得 の 年 額		届 出 事 実 の 発 生 年 月 日	届 出 の 事 由
				所得の種類	金 額		
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	

記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参 考<上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいる場合、配偶者が別途扶養手当を受給している場合等、認定上参考になると思われる事項があれば記入すること>

届出受理年月日	決 裁 欄	決裁年月日
年 月 日		年 月 日

備考

給与規程第 21 条第 2 項に規定する時間外勤務の場合には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられ、勤務した日、勤務時間及び時間数を、それぞれ「日」欄、「勤務命令時間」欄及び「時間外勤務 25/100」欄に記入すること。

別表第 9 休職期間等換算表(第 21 条関係)

事 由	引き続き勤務しない期間についての換算率
給与規程第 30 条第 1 項の休職	3/3
勤務時間規程第 23 条第 1 項のうち業務による負傷若しくは疾病、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病による休暇	3/3
就業規則第 15 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定するの休職	
勤務時間規程第 23 条第 1 項のうち結核性疾患による休暇	
静岡県公立大学法人職員介護休業等に関する規程第 2 条の介護休業	1/2
給与規程第 30 条第 3 項の休職	1/3
勤務時間規則第 23 条第 1 項のうち上記以外の負傷又は疾病による休暇	
給与規程第 30 条第 4 項の休職	0(ただし、無罪判決を受けた場合は 3/3)

別表第 10 昇格時号給対応表(第 11 条関係)

一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4

25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		

54	21	37	38	46	43	30	30		
55	22	38	39	47	44	30	30		
56	22	38	40	48	44	30	30		
57	23	39	41	49	45	31	30		
58	23	39	42	50	45	31	31		
59	24	40	43	51	46	31	31		
60	24	40	44	52	46	31	31		
61	25	41	45	53	47	31	31		
62	25	42	45	54	47	31			
63	26	43	45	55	48	31			
64	26	44	46	56	48	31			
65	27	45	46	57	49	31			
66	27	45	46	58	49	31			
67	28	46	47	59	50	31			
68	28	46	47	60	50	31			
69	29	47	47	61	50	31			
70	29	47	48	62	50	31			
71	29	48	48	63	50	31			
72	30	48	48	64	50	31			
73	30	49	49	65	50	31			
74	30	49	49	66	50	31			
75	31	49	49	67	50	31			
76	31	49	50	68	50	31			
77	31	49	50	68	51	31			
78	32	50	50	68	51	32			
79	32	50	51	68	51	32			
80	32	50	51	68	51	32			
81	33	50	51	69	51	32			
82	33	50	52	69	51	32			

83	33	51	52	69	51	32			
84	34	51	52	69	51	32			
85	34	51	53	69	51	33			
86	34	51	53	70	51				
87	35	51	53	70	51				
88	35	52	53	70	51				
89	35	52	54	71	52				
90	36	52	54	72	52				
91	36	52	54	73	52				
92	36	52	54	74	52				
93	37	53	55	75	53				
94		53	55	76	53				
95		53	55	77	53				
96		53	55	78	54				
97		53	55	79	54				
98		54	55	80	54				
99		54	55	81	55				
100		54	56	82	55				
101		54	56	83	55				
102		54	56						
103		55	56						
104		55	56						
105		55	56						
106		55	56						
107		55	57						
108		56	57						
109		56	57						
110		56	57						
111		56	57						

112		56	57						
113		56	57						
114		56							
115		56							
116		56							
117		57							
118		57							
119		57							
120		57							
121		57							
122		57							
123		57							
124		57							
125		57							

教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1

26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	21	6
35	15	22	7
36	16	22	8
37	17	23	9
38	18	23	10
39	19	24	11
40	20	24	12
41	21	25	13
42	22	26	14
43	23	27	15
44	24	28	16
45	25	29	17
46	26	30	17
47	27	31	18
48	28	32	18
49	29	33	19
50	29	34	19
51	30	35	20
52	30	36	20
53	31	37	21
54	31	38	21

55	32	39	22
56	32	40	22
57	33	41	23
58	33	42	23
59	33	43	24
60	34	44	24
61	34	45	25
62	34	46	25
63	35	47	26
64	35	48	26
65	35	49	27
66	36	50	27
67	36	51	28
68	36	52	28
69	37	53	29
70	37	54	29
71	38	55	29
72	38	56	30
73	39	57	30
74	39	57	30
75	40	58	31
76	40	58	31
77	41	59	31
78	41	59	32
79	42	60	32
80	42	60	32
81	43	61	33
82	43	61	33
83	44	61	33

84	44	62	33
85	45	62	33
86	45	62	33
87	45	63	34
88	46	63	34
89	46	63	34
90	46	64	34
91	47	64	34
92	47	64	34
93	47	65	35
94	48	65	35
95	48	66	35
96	48	66	35
97	49	67	35
98	49	67	
99	49	68	
100	49	68	
101	50	68	
102	50	68	
103	50	68	
104	50	68	
105	51	68	
106	51	68	
107	51	68	
108	51	68	
109	52	68	
110	52	68	
111	52	68	
112	52	68	

113	53	68	
114	53		
115	53		
116	53		
117	54		
118	54		
119	54		
120	54		
121	55		
122	55		
123	55		
124	55		
125	55		
126	56		
127	56		
128	56		
129	56		

別表第 10 の 2 降格時号給対応表（第 12 条関係）

ア 一般職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	38	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	41	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	54	37	37	29	29	34	33	45	41
22	56	38	38	30	30	36	34	45	
23	58	39	39	31	31	38	35	45	
24	60	40	40	32	32	40	36	45	
25	62	41	41	33	33	42	38	45	
26	64	42	42	34	34	44	40	45	
27	66	43	43	35	35	46	42	45	
28	68	44	44	36	36	48	47	45	
29	71	45	45	37	37	52	52	45	

30	74	46	46	38	38	56	57	45	
31	77	47	47	39	39	77	61	45	
32	80	48	48	40	40	84	61	45	
33	83	49	49	41	41	85	61	45	
34	86	50	50	42	42	85	61	45	
35	89	51	51	43	43	85	61	45	
36	92	52	52	44	44	85	61	45	
37	93	54	53	45	45	85	61	45	
38	93	56	54	46	46	85	61	45	
39	93	58	55	47	47	85	61	45	
40	93	60	56	48	48	85	61	45	
41	93	61	57	49	50	85	61	45	
42	93	62	58	50	52	85	61		
43	93	63	59	51	54	85	61		
44	93	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	77	75	57	66	85			
50	93	82	78	58	76	85			
51	93	87	81	59	88	85			
52	93	92	84	60	92	85			
53	93	97	88	61	95	85			
54	93	102	92	62	98	85			
55	93	107	99	63	101	85			
56	93	116	106	64	101	85			
57	93	125	113	65	101	85			
58	93	125	113	66	101	85			
59	93	125	113	67	101	85			
60	93	125	113	68	101	85			
61	93	125	113	69	101	85			
62	93	125	113	70	101				
63	93	125	113	71	101				
64	93	125	113	72	101				

65	93	125	113	73	101				
66	93	125	113	74	101				
67	93	125	113	75	101				
68	93	125	113	80	101				
69	93	125	113	85	101				
70	93	125	113	88	101				
71	93	125	113	89	101				
72	93	125	113	90	101				
73	93	125	113	91	101				
74	93	125	113	92	101				
75	93	125	113	93	101				
76	93	125	113	94	101				
77	93	125	113	95	101				
78	93	125	113	96	101				
79	93	125	113	97	101				
80	93	125	113	98	101				
81	93	125	113	99	101				
82	93	125	113	100	101				
83	93	125	113	101	101				
84	93	125	113	101	101				
85	93	125	113	101	101				
86	93	125	113	101					
87	93	125	113	101					
88	93	125	113	101					
89	93	125	113	101					
90	93	125	113	101					
91	93	125	113	101					
92	93	125	113	101					
93	93	125	113	101					
94	93	125	113	101					
95	93	125	113	101					
96	93	125	113	101					
97	93	125	113	101					
98	93	125	113	101					
99	93	125	113	101					

100	93	125	113	101					
101	93	125	113	101					
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							
112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

イ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	13	29
2	22	14	30
3	23	15	31
4	24	16	32
5	25	17	33
6	26	18	34
7	27	19	35
8	28	20	36
9	29	21	37
10	30	22	38
11	31	23	39
12	32	24	40
13	33	25	41
14	34	26	42
15	35	27	43
16	36	28	44
17	37	29	46
18	38	30	48
19	39	31	50
20	40	32	52
21	41	34	54
22	42	36	56
23	43	38	58
24	44	40	60
25	45	41	62
26	46	42	64
27	47	43	66
28	48	44	68
29	50	45	71
30	52	46	74

31	54	47	77
32	56	48	80
33	59	49	86
34	62	50	92
35	65	51	98
36	68	52	97
37	70	53	97
38	72	54	97
39	74	55	97
40	76	56	97
41	78	57	97
42	80	58	97
43	82	59	97
44	84	60	97
45	87	61	97
46	90	62	97
47	93	63	97
48	96	64	97
49	100	65	97
50	104	66	97
51	108	67	97
52	112	68	97
53	116	69	97
54	120	70	97
55	125	71	97
56	129	72	97
57	129	74	97
58	129	76	97
59	129	78	97
60	129	80	97
61	129	83	97
62	129	86	97
63	129	89	97
64	129	92	97
65	129	94	97

66	129	96	97
67	129	98	97
68	129	113	97
69	129	113	97
70	129	113	97
71	129	113	97
72	129	113	97
73	129	113	97
74	129	113	97
75	129	113	97
76	129	113	97
77	129	113	97
78	129	113	
79	129	113	
80	129	113	
81	129	113	
82	129	113	
83	129	113	
84	129	113	
85	129	113	
86	129	113	
87	129	113	
88	129	113	
89	129	113	
90	129	113	
91	129	113	
92	129	113	
93	129	113	
94	129	113	
95	129	113	
96	129	113	
97	129	113	
98	129		
99	129		
100	129		

101	129		
102	129		
103	129		
104	129		
105	129		
106	129		
107	129		
108	129		
109	129		
110	129		
111	129		
112	129		
113	129		

別表第 11 特定職員昇給号給数表(第 16 条関係)

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8 号給以上	4 号給以上 7 号給 以下	3 号給	2 号給
	4 号給以上	3 号給	2 号給	1 号給

備考 この表に定める上段の号給数は給与規程第 5 条第 5 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第 12 給料の調整額の適用区分表(第 24 条関係)

職 員	適用要件	調整数
総合学府又は研究科（以下本表において「大学院」という。）の学生を指導する教授、准教授又は講師	(1) 大学院における教育研究の内容と直接関連を有する大学院の授業を前期又は後期を通じて 2 単位以上担当する者又は主任として学生に対する研究指導に従事する者	1
	(2) (1)の要件を満たし、かつ博士課程の学生を担当する者	2
	(3) (2)の要件を満たし、かつ 5 人以上の大学院の学生に対する研究指導に主任として従事する者	3
大学院の学生を指導する助教又は助手（就任後 6 か月以上経過し、かつ博士の学位又は博士の学位に匹敵する研究業績（修士課程修了後 5 年以上の研究歴又は大学卒業後 8 年以上の研究歴）を有する者に限る）	(4) 大学院における教育研究の内容と直接関連を有する大学院の授業を前期又は後期を通じて 2 単位以上担当する者	1
	(5) 大学院における教育研究の内容と直接関連を有する大学院の授業を主たる教員の補助者として前期又は後期を通じて 2 単位以上担当し、かつ学生に対する研究指導への従事を含めて 4 単位以上担当する者	

別表第 13 給料の調整額の調整基本額表(第 24 条関係)

教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	10,500 円
2 級	11,900 円
3 級	12,700 円
4 級	15,000 円

備考 ただし、1 級については、1 号給 9,738 円、2 号給 9,841 円、3 号給 9,940 円、4 号給 10,039 円、5 号給 10,134 円、6 号給 10,228 円、7 号給 10,327 円、8 号給 10,422 円とする。